

- 11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発及び監督指導を実施します。
- ◇ 各監督署に編成した「労働時間相談・支援班」において、説明会や中小規模事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知を中心としたきめ細かな相談・支援等を行います。

イ 労働条件の確保・改善対策

- ◇ 事業場における基本的労働条件の枠組の確立等の法定労働条件の確保を図るため、監督指導等を実施します。
- ◇ 技能実習生に係る労働基準関係法令違反が疑われる事業場に対して監督指導を実施します。
- ◇ 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者を早期に救済するため、未払賃金立替払制度の事務処理を迅速・適正に実施します。
- ◇ 常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」や、労働条件の悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」の周知を図るとともに、大学生・高校生等に対して、労働法教育に係るセミナー等を開催します。

労働条件相談「ほっとライン」

0120-811-610

相談対応時間 月～金 17:00～22:00 土・日 9:00～21:00
※ 12月29日～1月3日は除きます。

確かめよう労働条件

検索



ウ 働き方改革の実現に向けた取組

- ◇ 生産性を高めながら、労働時間の短縮等に取り組む中小企業等に対し、「働き方改革推進支援助成金」を活用した支援を行うとともに、労働局が委託をしている「広島働き方改革支援センター」を通して、専門家による個別企業への訪問、出張相談を実施する等、きめ細やかな相談支援を行います。
- ◇ 年次有給休暇の取得促進を図るとともに、下請等中小企業事業者への「しわ寄せ防止」に向け、周知啓発を行います。

エ 最低賃金制度の適切な運営

- ◇ 経済・動向及び広島県の実情等を踏まえ、広島地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。
- ◇ 最低賃金額の改定等に際しては、労使団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者及び労働者に周知するとともに、監督指導等による最低賃金の履行確保を図ります。
- ◇ 賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援制度について、関係機関と連携し、積極的に周知し活用の促進を図ります。

広島県の最低賃金 時間額 871 円

令和元年10月1日発効

広島県特定（産業別）最低賃金	時間額(円)	発効日
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	970	R2.12.31
広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金	923	
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	935	
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	897	
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	915	
広島県船舶製造・修理業、船用機器製造業最低賃金	957	
広島県自動車小売業最低賃金	913	
広島県各種商品小売業最低賃金	878	R元.12.31

オ 非正規雇用労働者の待遇改善

- ◇ 「パートタイム・有期雇用労働法」及び「改正労働者派遣法」の履行確保を図るとともに、「キャリアアップ助